

北九州市農業委員会
第5回西部部会会議（令和5年度12月部会会議） 議事録

1 日 時 令和5年12月8日（金）午後2時28分～午後2時51分

2 場 所 八幡西区役所折尾出張所 2階 会議室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 19名

農業委員 7名

大庭喜重 松浦和哉 竹内輝壽 山鹿茂紀
木原幹雄 山田泉 大庭美智子

農地利用最適化推進委員 12名

相良美一 大庭研次 小田勝 香山安孝
宮野誠司 千々和義孝 西孝義 酒井昭夫
平川孝男 太田義久 森野幸則 浦邊光造

・欠席委員 2名

農業委員 1名

岩男徹

農地利用最適化推進委員 1名

秋山誠

4 事務局出席者

江島事務局長 篠田次長 荒木係長 小林主任

5 議 事

(1) 農地法関係

<議案>

議案第10号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第11号	農地転用事業計画変更承認申請について（4条許可）	2件
議案第12号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件

<報告>

報告第14号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	7件
報告第15号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	4件
報告第16号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について	2件
報告第17号	許可又は受理の取消願について	2件

(2) 一般議案

・なし

6 傍聴人 なし

部会長

ただ今より、第5回西部部会会議を開催いたします。

まず、出席委員の確認です。本日の出席委員は19名です。欠席の委員は、1番の秋山委員、3番の岩男委員の計2名です。過半数の出席がありますので会議を始めます。

今回の署名委員は私と6番の松浦委員、8番の竹内委員です。よろしくお願いいたします。

本日の部会会議は、報告事項は簡略化し、事務局による読み上げは省略いたします。議案書は事前に皆様のお手元に送付され、内容をご確認いただいていることと思いますので、本部会の報告事項につきましては、ご承認をお願いいたします。

部会長

では、はじめに1頁の議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」、本議案は委員会許可事案3件です。

この議案につきましては、私が当事者となりますので、議事進行の間、退室いたします。

この議案の審議につきましては、竹内副部会長に進行をお願いいたします。

(大庭部会長退室)

副部会長

それでは、部会長に代わって議事の進行をいたします。

この件について、第1調査委員会で事前に審査をしましたので、その意見を報告いたしますが、本日は第1調査長の岩男委員が欠席ですので、私から報告いたします。

調査長

議案第10号-1から3の3条許可申請について、ご報告いたします。

申請地1につきましては、譲受人が水稻栽培及び季節野菜栽培を行う計画です。

次に、申請地2につきましては、譲受人が水稻栽培を行う計画です。

また、申請地3については、譲受人が水稻栽培を行う計画です。

いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、ご報告いたします。

副部会長

それでは、皆さま方のご審議をお願いいたします。

副部会長

ご意見はございませんか。

(異議なし)

副部会長

ご異議はないようですので、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することにします。

それでは大庭部会長の入室を求めます。

(大庭部会長入室)

部会長

次に、2頁の議案第11号「農地転用事業計画変更承認申請について」、本議案は県知事許可事案2件です。

この件について、第1調査委員会で事前審議をしましたので、その意見を竹内調査長より報告をお願いいたします。

調査長

議案第11号-1から2の農地転用事業計画変更承認申請について、ご報告いたします。

申請地1につきましては、申請人が農地改良のため一時転用するものとして、令和5年6月29日付で許可を受けています。

今回、申請地1の埋め立て・造成に遅れが生じたため、工事期間の変更を行うものです。

今後の工程表等も提出されており、特に問題なく承認相当という結論でした。

次に、申請地2につきましては、申請人が農地改良のため一時転用するものとして、令和5年6月29日付で許可を受けています。

今回、申請地2の埋め立て・造成に遅れが生じたため、工事期間の変更を行うものです。

今後の工程表等も提出されており、特に問題なく承認相当という結論でした。

以上、ご報告いたします。

部会長

ありがとうございました。それでは、ご審議をお願いします。

部会長

ご意見はございませんか。

(異議なし)

部会長

ご異議はないようですので、議案第11号「農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案どおり了承することにします。

部会長

次に、3頁の議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」、本議案は県知事許可事案1件です。

この件について、第1調査委員会で事前審議をしましたので、その意見を竹内調査長より報告をお願いいたします。

調査長

議案第69号の5条許可申請について、ご報告いたします。

申請地は、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない「第2種農地」です。

申請地については、「漁業従事者住宅」として、農地を転用するものです。

地元水利権者の承諾を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題なく承認相当という結論でした。

以上、ご報告いたします。

部会長

ありがとうございました。それでは、ご審議をお願いします。

部会長

ご意見はございませんか。

